

労働・助成金情報 特急便

第 115 号 (2022 年 8 月)

深川経営労務事務所

社会保険労務士 深川 順次

〒812-0014

福岡市博多区比恵町 11-7-701

TEL : 092-409-9257

FAX : 092-409-9258

2022 年 1 月から『雇用保険マルチジョブホルダー制度』が始まりました。

65 歳以上の労働者が複数の事業所で勤務し、そのうち 2 つの事業所の勤務を合計して、雇用保険の加入要件を満たす場合に雇用保険の被保険者になることができるようになりました。

そのため、会社で雇用している 65 歳以上の雇用保険未加入の方が「マルチジョブホルダー雇入・資格取得届」を持参して会社に記入を求めることがあるかもしれません。その際に対応できるよう『雇用保険マルチジョブホルダー制度』の内容についてご紹介します。

<雇用保険マルチジョブホルダー制度>

マルチジョブホルダー制度の加入要件を満たす場合に、65 歳以上の労働者本人が自身の住居所を管轄するハローワークに申し出ること、申し出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることができる制度です。

【加入要件】

- ① 複数の事業所に雇用される 65 歳以上の労働者であること。
- ② 2 つの事業所（1 週間の所定労働時間が 5 時間以上 20 時間未満であるものに限る。）の労働時間を合計して 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること
- ③ 2 つの事業所のそれぞれの雇用見込みが 31 日以上であること。

雇用保険に加入できるのは 2 つの事業所までです。

また、2 つの事業所は異なる事業主である必要があります。

【手続き方法・取得】電子申請での届出不可

- ① マルチ高年齢被保険者の適用を希望する申出者がハローワークまたは厚生労働省 HP から「マルチジョブホルダー雇入・資格取得届（マルチ雇入届）」、「個人番号登録・変更届」、「被保険者資格取得時アンケート」を入手します。
- ② 対象の 2 つの事業所が「マルチ雇入届」の記入を行います。そして、確認書類と共に申出者へ渡します。
- ③ 申出者は、住居所管轄ハローワークに「マルチ雇入届」（2 社分）と確認書類、個人番号登録・変更届、被保険者資格取得時アンケート、本人確認資料と個人番号の確認できる資料、を提出または郵送します。
- ④ 住居所管轄ハローワークから A 社・B 社宛に「マルチ雇入・資格取得確認通知書（事業主通知用）」が交付されます。通知書は事業所で保管をします。
※申出者は、雇用保険の被保険者となる為、A 社と B 社はどちらも雇用保険料の納付義務が発生します。
- ⑤ 申出者には、「マルチ喪失・資格喪失届」（2 社分）、マルチ雇入・資格取得確認通知書（本人通知用）、雇用保険被保険者証、被保険者資格喪失時アンケート、が交付されます。離職の際に必要な為、申出者が保管をします。

【事業所が準備する確認資料】確認書類の省略はできません

<取得時>

- 賃金台帳・出勤簿（原則、記載年月日の直近 1 か月分）
- 労働者名簿
- 雇用契約書
- 労働条件通知書、雇入通知書

【手続き方法・喪失】電子申請での届出不可

- ① 申出者が資格取得時の際に交付された2社分の『マルチジョブホルダー喪失・資格喪失届』に申出者記載事項を記入します。
- ② 対象の2つの事業所が「マルチ喪失届」の記入をします。そして、確認書類と共に申出者へ渡します。離職票の交付依頼があった場合は、離職証明書を作成し、申出者へ渡します。
- ③ 申出者の住居所管轄ハローワークに、被保険者でなくなった日の翌日から10日以内に、「マルチ喪失届（2社分）」・確認書類・離職証明書（失業給付受給予定の場合）・被保険者資格喪失時アンケート・本人確認書類を提出または郵送します。
- ④ 住居所管轄ハローワークからA社・B社宛に「マルチジョブホルダー喪失・資格喪失確認通知書（事業主通知用）」「離職証明書（事業主控）」が交付されます。控えは事業所で保管をします。
- ⑤ 申出者には、「マルチジョブホルダー喪失・資格喪失確認通知書（2社分）」、離職票1、離職票2（合算分、A社分、B社分）が交付されます。
- ⑥ 失業等給付を受給予定の場合は、離職票1、離職票2（合算分）を住居所管轄ハローワークに提出します。失業等給付を受給しない場合は、マルチジョブホルダー喪失・喪失確認通知書（本人通知用）2社分を保管します。

【事業所が準備する確認資料】確認書類の省略はできません

<喪失時>

- 貸金台帳・出勤簿（離職票交付ありの場合は、原則12か月分・離職票交付なしの場合は、原則1か月分）
- 労働者名簿
- 離職理由の分かる書類（例・退職届、雇用契約書）

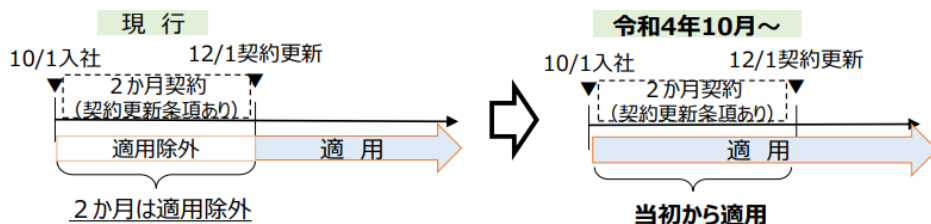
【受給できる給付】

- 失業給付（高年齢求職者給付）← 一方の事業所のみを離職した場合でも受給可能
 - 教育訓練給付
 - 育児休業給付
 - 介護休業給付
- 雇用保険の適用を受ける2つの事業所で育児休業・介護休業をする場合が対象

<令和4年10月から社会保険被保険者の加入要件が一部変更になります>

今現在は、雇用期間が2か月以内の期間を定めて雇用される労働者は、社会保険の適用除外とされていますが、令和4年10月以降は、当初の雇用期間が2か月以内であっても、以下のいずれかに該当する労働者は契約当初から社会保険の加入となります。

- 就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」、「更新される場合がある旨」が明示されている場合
- 同一事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合



そして、令和4年10月から短時間労働者の社会保険加入対象が広がります。

社会保険の被保険者が100人を超える事業所は、短時間労働者の社会保険加入が義務化となります。

(令和6年10月からは50人を超える事業所が対象予定)